

報告案の修正点

※パブリックコメントを行った報告案からの修正点を明示

※ページ番号等は資料 1-1 に対応

<修正 1>

タイトル（表紙）

修正内容
今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）について「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO2 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」 （仮称）

<修正 2>

I. はじめに（p.1 3～7 行目）

修正内容
2021 年 4 月には、2030 年度の新たな温室効果ガス 排出 削減目標として、2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるとの方針を示した。この新たな削減目標は、2021 年 10 月 22 日に閣議決定された新たな地球温暖化対策計画により我が国の温室効果ガス 排出 削減の中期目標（以下「政府の中期目標」という。）として位置づけられるとともに、

<修正 3>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

（2）省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題（p.6 注釈 2）

修正内容
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー 等 を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。（令和元年度 ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ、令和 2 年 4 月）

<修正4>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

- (2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題 (p. 8 31～32 行目)

修正内容
良好な温熱環境の確保による快適性や健康面でのメリット、省エネ性能の高い住宅の適切な住まい方なども含めた情報提供を通じ、

<修正5>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

- (4) 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に関する現状と課題 (p. 10 2～4 行目)

修正内容
政府の中期目標等の達成に向けては、建築物分野においても太陽光、太陽熱、地中熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用の促進を図ることが必要である。

<修正6>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

2. 講ずべき施策の方向性

- (4) 建築物における再生可能エネルギーの利用促進 (p. 13 26～28 行目)

修正内容
建築物における太陽光、太陽熱、地中熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用の促進に向けて、地域の実情に応じて再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

<修正7>

III. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

1. 現状と課題

- (2) 中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進に関する現状と課題 (p. 17 5～7 行目)

修正内容
・木造 による の耐火設計は中層で多くみられるようになってきているが、階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能が要求されるなど、きめ細かな規定となっていないこと

<修正 8 >

Ⅲ. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

2. 講ずべき施策の方向性

(1) 小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置 (p. 17 30～34 行目)

修正内容
1) 階高の高い3階建ての建築物のうち、簡易な構造計算（許容応力度計算）によって構造安全性を確かめることが可能な範囲について、建築物の構造バランス等の確保を前提に防火規制との整合性にも留意しつつ拡大することとし、現行の高さ13m以下かつ軒高9m以下から、高さ16m以下かつ階数3以下に見直す。

<修正 9 >

Ⅲ. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

2. 講ずべき施策の方向性

(1) 小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置 (p. 18 15～19 行目)

修正内容
また、省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行 う うなど、申請側及び審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期すことで、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。

<修正 10 >

Ⅲ. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

2. 講ずべき施策の方向性

(1) 小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置 (p. 18 27～33 行目)

修正内容
4) 高度な構造計算が本来不要な 通常は構造計算によることなく仕様規定により構造安全性の確保を行う小規模な木造建築物等で、一部の仕様規定に適合しない伝統的構法を採用するために限界耐力計算等の高度な構造計算による安全性検証が必要となる場合であっても、構造設計一級建築士が設計又は構造安全性の基準への適合確認を行い、構造計算適合判定資格者が建築確認審査を行う場合には、手続きを合理化し、構造計算適合性判定を要しないこととする。

<修正 1 1 >

IV. CO₂貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化

1. 現状と課題 (p. 21 24～26 行目)

修正内容
一方で、直近では、令和3年12月17日に大阪市内で発生したビル火災において多大な人的被害が生じており、既存不適格建築物について、防火上・避難上の安全性の確保を図る必要がある。

<修正 1 2 >

IV. CO₂貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化

2. 講ずべき施策の方向性 (p. 21 37 行目 ～ p. 22 4 行目)

修正内容
①既存不適格建築物に対する現行基準の遡及適用について、以下の基準の遡及適用の合理化を図る。このうち、防火・避難規定に係るものについて合理化の対象となる具体の基準や前提条件等を定めるにあたっては、直近の火災事案を踏まえて、既存建築ストックの長期活用の推進に資する改修等の円滑化と防火上・避難上の安全性の向上の両立が図られるよう、十分に配慮する。

<修正 1 3 >

VI. おわりに (p. 24 5～19 行目)

修正内容
国土交通省においては、本報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施し、地方公共団体と連携を図りながら、建築行政に求められる役割を的確に果たすべきである。特に、2025年度以降の新築に対する省エネ基準の全面義務化に向けた体制整備等を着実に進められるよう、本報告を実現するための法案を速やかに国会に提出するとともに、予算・税制・融資等における省エネ対策への重点的な支援、省エネ基準の簡素化・合理化、建築士や中小工務店等に対する体制整備の支援等に取り組むよう求める。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野の中期目標等の達成を確実なものとするため、設計・施工等に携わる関連事業者の取組や、住宅・建築物の省エネ化の進捗などの最新の状況を継続的に把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。さらに、建築物分野における省エネルギーの徹底について、事業者を含む国民一人ひとりがその必要性や効果を理解し、取り組んでいくことが必要であり、国土交通省は関係省庁等と連携し、国民・事業者の意識改革に取り組むべきである。これらの取組にあたっては、本報告のとりまとめ過程での審議会での意見や、パブリックコメントで寄せられた意見についても参考とすべきである。